

中学生の皆さんへ!

受講生募集中

課外学習は

# ヨドジュク

で!

- 少人数での個別指導
- 家庭学習のサポート
- 定期テスト・受験対策もOK!

**対象** 区内在住の中学生

**実施場所** 十三中学校・美津島中学校・東三国中学校

**実施曜日・定員等**

- 十三中学校 : 火曜日・木曜日(定員30人)
- 美津島中学校 : 水曜日・金曜日(定員40人)
- 東三国中学校 : 月曜日・火曜日(定員30人)

- 〔1コマ目 19:00~20:10〕
- 〔2コマ目 20:15~21:25〕

※希望の場所・時間帯を選択できます。

**受講料** 月10,000円(税込)

★塾代助成カードを利用できる方は実質0円!

自分に合ったやり方で

分からないを分かるに  
変えよう!

**申込** 株式会社トライグループ(実施事業者)

**先着順** ☎0120-555-202

(10:00~22:00 土日もOK!)

※2021年3月まで同じ事業者です!

※申込の際にはオペレーターに  
「大阪市淀川区のヨドジュク」と  
お伝えください。

※通塾の際に特別な配慮が必要な  
方は申込時にお申し出ください。



◀区HPはこちら



問合せ 市民協働課(教育支援)4階41番 ☎6308-9414

## 相談コーナー

相談無料

相談日	時間・受付など	問合せ先
法律相談 4/3(水)・9(火)・ 17(水)・23(火)・ 5/8(水)	電話予約制(先着16名) 相談日当日の9:00から受付 実施時間13:00~17:00 1人(組)30分 ※予約のお電話がたいへん混み合いながらりにくい場合がございます。	法律相談予約専用 ☎6308-9430
行政相談 4/1・5/20(月)	13:00~15:00 国機関の施策・制度の相談	政策企画課5階51番 ☎6308-9683
人権相談 月~金曜日 (祝日を除く)	9:00~17:30 面談または電話  専門相談員による相談は希望日時に調整 (事前予約制) 月~金曜日 9:00~20:30 日曜日・祝日 9:00~17:00	市民協働課4階41番 ☎6308-9417  大阪市人権啓発・相談 センター予約専用 ☎6532-7830 ☎6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net
花と緑の相談 4/10・5/8(水)	14:00~15:30	十三公園事務所 ☎6309-0008
行政書士 相談 毎月第4月曜日 (祝日を除く)	13:00~15:00 ※予約優先 相続・許認可・届出等の相談 予約受付: 10:00~17:00	大阪府行政書士会 (淀川支部) ☎6306-3307
不動産相談 4/19(金) ※偶数月のみ	13:00~16:00 ※前日までの要予約 不動産の賃貸・売買およびその他 様々な内容に関する相談 予約受付: 10:00~16:00	全日本不動産協会 大阪府本部(北支部) ☎6373-1511
ひとり親 家庭相談 毎週火・水・木曜日 (祝日を除く)	10:00~17:00 要事前予約 就業や自立支援・離婚前相談等	保健福祉課 2階23番 ☎6308-9423

〈相談場所〉●花と緑の相談は…区役所1階特設コーナー  
●ひとり親家庭相談は…区役所2階 ●その他は…区役所4階相談室

## 移動図書館 4月巡回日



## まちかど号

中央図書館自動車庫 ☎6539-3305

停車場

日時

淀川区子ども・子育てプラザ (新高1-11)	4/2(火)・5/7(火) 11:25~12:10
加島南第4住宅北側入口 (加島1-30)	4/5(金)・5/10(金) 14:10~14:40
十八条北モータープール前 (十八条1-13)	4/6(土)・5/4(土) 10:20~11:50
西中島小学校南門 (西中島7-14)	4/10(水) 14:30~15:30
淀川区役所西側 (十三東2-3)	4/12(金) 14:00~14:45
三国小学校南門 (三国本町3-9)	4/16(火) 14:15~15:15
市営木川第一住宅6号棟前 集会所前(三国本町1-13)	4/17(水) 14:00~15:00
三津屋公園 (三津屋南2-20)	4/19(金) 10:20~11:00
アーベイン東三国5号館横 (東三国2-10)	4/23(火) 14:00~15:20
北中島小学校南門 (宮原5-3)	4/24(水) 13:25~15:00

## 大阪市総合コールセンター

市の制度や手続き、イベント情報、夜間・休日緊急のご案内などは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」まで。  
☎4301-7285 ☎6373-3302(8:00~21:00 年中無休) ☎http://www.osaka-city-callcenter.jp/

## 市政・区政へのご意見はお気軽に

政策企画課  
☎6308-9683 ☎6885-0534

# 各種手当の支給月額が変わります!

## ●特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

平成31年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

手当名	説明	改定前	改定後
①特別児童扶養手当(1級)	20歳未満で政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。	51,700円	→ 52,200円
②特別児童扶養手当(2級)		34,430円	→ 34,770円
③特別障がい者手当	③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。	26,940円	→ 27,200円
④障がい児福祉手当		14,650円	→ 14,790円
⑤経過的福祉手当		14,650円	→ 14,790円

問合せ 保健福祉課(保健福祉)3階32番 ☎6308-9857 ☎6885-0537

## ●児童扶養手当の支給月額が変わります

平成31年4月分から改定されます。

児童数	摘要	改定前	改定後
児童1人目	全部支給	42,500円	→ 42,910円
	一部支給	42,490円～10,030円	→ 42,900円～10,120円
児童2人目	全部支給	10,040円	→ 10,140円
	一部支給	10,030円～ 5,020円	→ 10,130円～ 5,070円
児童3人目以降	全部支給	6,020円	→ 6,080円
	一部支給	6,010円～ 3,010円	→ 6,070円～ 3,040円



※現在児童扶養手当を受給中の方については、7月末までに、改定後手当月額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)2階23番 ☎6308-9423

## 平成31年度 生涯学習ルーム開講します!

生涯学習ルームは、小学校の特別教室などで、各種講座を通して自主的な文化・学習活動や交流ができる場です。淀川区では、「子ども」から「大人」まで参加できる多くの講座を実施しています。



**場所** 区内各小学校(特別教室など)

**講座内容** 英会話・コーラス・笑いヨガ・フラダンス・和太鼓・読み語り・ものづくり・絵画・書道・絵手紙など、地域によって様々な内容を用意して実施予定

※上記は平成30年度実施分です。  
6月号に最新情報を掲載予定です♪  
詳細はHPにて▶



問合せ 市民協働課(教育支援)4階41番 ☎6308-9415

## 淀川河川敷公園 西中島地区BBQエリア

### 4/12(金)から有料化します!

バーベキューシーズンを迎える淀川河川公園 西中島地区では、ゴミ回収/処分とトイレの充実化を目的に、今年も11月30日(土)までBBQエリアを有料化します。

**期間** 4月12日(金)～11月30日(土)

**場所** 淀川河川公園 西中島地区

**料金** 500円/人(小学生以下、障がい者手帳をお持ちの方は無料)

**利用時間** 9:00～16:30(7～9月は18:30まで)

※受付は終了の1時間30分前まで



問合せ 淀川河川公園管理センター ☎6994-0006

## 編集後記

今年のゴールデンウィークは、なんと前代未聞の「10連休!」ということで、今月の巻頭特集では様々なお出かけスポットをご紹介します。ご家族やご友人と遊びに行ける楽しい施設ばかりです!ゴールデンウィークの計画を立てる際に「よどマガ!」がお役に立てば幸いです!(広報担当:岡田)



◀GWの前にお花見もお忘れなく...!

**広報誌の配布** 毎月1日から5日までの間に全戸配布でお届けしています。配布漏れ等のお問合せは、政策企画課(☎6308-9404)まで。

**ご意見・ご感想** 広報誌面へのご意見・ご感想は、お手軽なオンラインアンケートやメール、お電話・FAXなど、いずれの方法でもOKです。

問合せ 政策企画課(広報担当)5階51番 ☎6308-9404 ☎6885-0534 ✉tl0009@city.osaka.lg.jp オンラインアンケートはQRコードから▶





# チカツキョウ 地活協ってなあーに? ナニ?

## 地活協へようこそ! ~町会に加入しませんか?~

区内に18あるそれぞれの地域で、日々、子どもたちの通学時の見守りや防災訓練、盆踊り等の行事をはじめとする様々な地域活動を行っている地域活動協議会、通称“地活協”。

この地活協は地域の町会や地域社会福祉協議会、学校や福祉施設、NPOや企業などの様々な団体で構成されているのをご存知ですか?

### 暮らしに密着、一番身近な地域住民自治組織“町会”

地活協の活動の軸となり、地域住民の一番身近にあるのが“町会”です。

町会はいざという時にご近所で協力し合える、友達や知り合いを作るきっかけにもなります。

地域に関心を持ち、つながりを作ることは、地域や子どもの安全にもつながります。

まだ町会に加入されていない方も、町会に加入して「いざという時に助け合える関係」づくりをしませんか?



▲区役所で地活協や町会についてご紹介するパンフレット配布中!



ホームページでも情報発信中!



◀地活協情報はこちら 町会情報はこちら▶

問合せ 市民協働課(まちづくり)4階41番【町会、地活協に関すること】 ☎6308-9734  
淀川区まちづくりセンター4階【地活協に関すること】 ☎6309-5656

# やまちゃんの“ごころ”

やまもと まさひろ 淀川区長 山本 正広



## 父の思い出

いよいよ4月、新年度が始まりました。2019年度もよろしくお願ひ申し上げます。

先月号で母の事を書いたら結構反響があったので、今回は父の思い出を。私の父は尋常小学校を早々に中退して洋服作りの丁稚奉公に出たのでほとんど教育を受けておらず、漢字の読み書きが苦手だったようです。

私は都島区生まれですが、道路沿いで空気が悪く、小児喘息になりかけた私の転地療養として、枚方市の既製服団地という所に引っ越しました。注文服の職人だった父が、既製服を作るキングタイガーという会社に就職し直したのです。昇進して主任といった立場になるとたまに職場の朝礼で何か話をしなくてはならないようで、それはできるのですが、後で会社の新聞に載せねばならない。つまりしゃべっ

た内容を会社に出さねばならないのです。私には10歳上の兄、7歳上の姉がいるのですが、父も何か恥ずかしいのか、小学生の私に原稿にしてくれと頼むのでした。

私は昔「何で小学生の僕でも漢字書けるのに、お父ちゃんは書かれへんねんやろう?」と内心父を馬鹿にしていました。今なら、漢字の読み書きも出来ないのに頑張って自分達を養ってくれてるんじゃないかと、もしタイムマシンがあるならその時の自分を殴りつけたい。父も母と同じく何の恩返しもできぬまま早くに亡くしてしまいました。本当に親不孝息子です。その分、淀川区の皆さんに恩返ししますね。



▲新年度、気持ちを引き締めて...

